

前橋市立第三中学校 部活動に係る活動方針

令和7年4月

1 目的及び基本方針

部活動は本校の教育活動のひとつとして、生徒会員がそれぞれ持っている趣味を生かし、互いに協力しながら自発的に活動し、自己の持っている能力、特性を十分にのばすことを目的とする。

なお、前橋市「適正な部活動の運営に関わる方針」及び三中生徒会部活動規定に則り、活動に取り組むこととする。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

○運動部、文化部を設け、それぞれ顧問教師1名以上、生徒に部長、副部長各1名をおく。

【運動部】 軟式野球、バスケットボール(女)、バレーボール(女)、ソフトテニス
卓球(男)、バドミントン、サッカー、陸上競技、剣道

【文化部】 自然科学、吹奏楽、美術

(2) 活動日及び活動時間について

①各学期の活動

・活動日は火曜日から金曜日までとする。ただし、週休日（土曜日、日曜日）に活動する場合は原則として、土曜日・日曜日のどちらかを休養日とする。なお大会等で、両日に活動する場合は、代替休養日を確保する。

②長期休業中の活動

・長期休業の意義を考慮して、土・日曜日は、休養日とする。
※大会参加等により、やむを得ず土・日曜日、並びに完全休業日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

③定期テスト前の活動中止

・中間テスト、期末テストとも5日前からテスト最終日朝練習まで中止とする。
ただし、大会等の出場により考慮することもある。

④活動時間

合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、長くとも平日では2時間程度で練習を終える。学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では、3時間程度で活動を終える。

期 間	通 常		延 長	
	終 了	完全下校	終 了	完全下校
4月～ 8月	17:30	17:45	18:00	18:15
9月～10月				
2月～ 3月	17:00	17:15	17:30	17:45
11月～ 1月	16:45	17:00	17:15	17:30

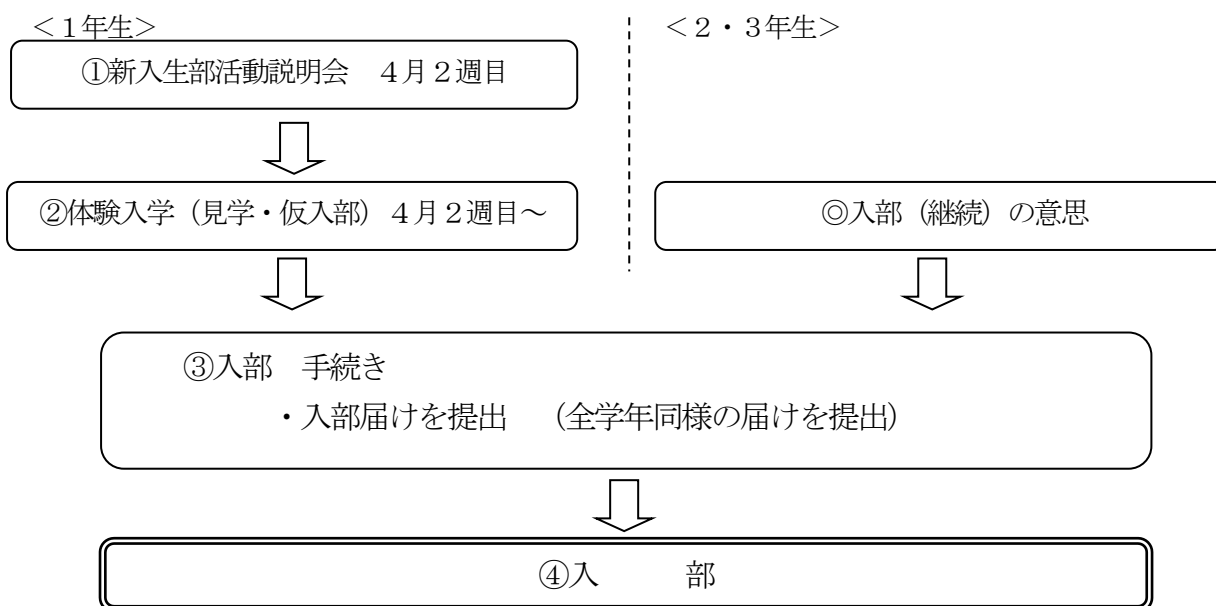
⑤朝練習

学校や顧問の事情等により、放課後の活動時間が十分確保できず、保護者の承諾が得られた場合には、顧問の指導のもと、30分程度の朝練習を実施できる。その場合、希望者の参加とし、7:30～8:00までとする。

※期間限定の駅伝部の活動については、7:15～7:45で行う。これは、学校全体の体力向上を目指した活動となるため、より多くの生徒の運動機会の創出のための取り組みである。その際、朝練習や大会に向けた練習では、移動等にゆとりを持たせ、安全に配慮することとする。

3 部活動への入部・退部

(1) 入部について



(2) 退部について

退部を希望する生徒は、担任、部活動顧問と相談した後、顧問から退部届を受け取り、担任と保護者の承諾をもらい、顧問に提出する。

4 経費

活動に係る経費は、学校予算及び学校預かり金等から補助する。

5 参加する大会等の精選

中学校体育連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されている。ついては、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても十分配慮し、参加する大会等を精選する。

6 部活動運営

(1) 部活動指導員・外部指導者について

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減を含め、校長は、部活動指導員や外部指導者を活用する。

ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

(2) 部活動検討委員会について

適切に部活動を実施するため、学校、保護者、地域、学校職員経験者等で組織する部活動検討委員会を設置する。（学校運営協議会を、これに充てる。）

委員会において、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらう機会を設ける。

7 その他

- ・熱中症事故防止については、熱中症予防マニュアルに基づき、健康・安全に配慮した上で指導にあたる。
- ・感染症防止については、感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、指導にあたるが、市内等の感染状況によっては、活動を限定したり、中止したりする。